

## 第1 バリアフリー基本構想策定にあたって

### 1 背景と目的

本市は、急速な高齢化と少子化が同時進行し、かつて経験したことのない人口減少社会を迎えています。

こうした社会では、市民一人ひとりが自立し、社会の活動に参加・参画し、その担い手として役割と責任を果たすことが重要であり、とりわけ、移動の制約が多い高齢者や障がい者等の自立支援のための環境整備が必要になっています。

秋田市では、これまで高齢者や障がい者等が公共交通を利用して移動する際の利便性や安全性を向上させるため、平成16年8月に交通バリアフリー法(※1)に基づき「秋田市交通バリアフリー基本構想」を策定し、秋田駅周辺および土崎駅周辺を重点整備地区として、駅から周辺に立地する公共施設等に至るまでのバリアフリー化を進めてきました。

そうした中、「秋田市交通バリアフリー基本構想」の目標年次が終了することや、国において平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という。)が施行されたことなど、現在の基本構想の策定時と状況に変化が生じています。また、秋田市では、エイジフレンドリーシティ(※2)〔高齢者にやさしい都市〕の実現を県都『あきた』成長プラン(第12次秋田市総合計画)における成長戦略の一つに掲げ、「社会を支えてきた高齢者が、住み慣れた地域で元気に生き生きとした生活を送ることができる社会」、「高齢者が豊富な知識や経験を生かして参加・参画できる社会」、「都市生活の利便性やバリアフリーが実現された社会」の実現を目指し、各種施策を推進することとしています。

これらをふまえ、エイジフレンドリーシティの実現に向けた取組との連携を視野に入れながら、バリアフリー新法に基づく「秋田市バリアフリー基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定することとしました。

(※1)交通バリアフリー法：「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」。平成12年に、駅、鉄道車両、バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を進めるため制定。

(※2)エイジフレンドリーシティ：エイジフレンドリーシティはWHO(世界保健機関)のプロジェクトにおいて提唱されたもので、高齢者にやさしいまちをつくりあげることが、高齢者以外の世代や障がいのある人にとっても暮らしやすい環境になることであり、都市の繁栄を持続させるためにも必要なことであるとWHOは位置づけている。

2006年には世界22カ国33都市で質的な調査を行い、60歳以上の高齢者、高齢者を介護している人、ボランティア、地域でサービスを提供している人、地域でビジネスを展開している人などに8つの項目についてグループインタビューを実施した。

8つの項目とは、「屋外スペースと建物」「交通機関」「住居」「社会参加」「尊敬と社会包摂」「市民参加と雇用」「コミュニケーションと情報」「地域社会の支援と保健サービス」であり、これらの項目について調査結果をWHOがまとめ「高齢者にやさしいまち」ガイドをつくりあげた。

### 2 バリアフリー新法の概要

#### (1) 背景

これまで、交通バリアフリー法により、公共交通機関と鉄道駅等の周辺における歩行空間のバリアフリー化が進められてきました。また、建築物については、ハートビル法(※3)により、不特定多数の人々や主に高齢者や身体障がい者が利用する一定規模以上の建築物のバリアフリー化が進められてきました。

しかし、「公平であること」「選択可能性があること」「当事者の参加が図られること」といったユニバーサルデザインの考え方のもとに、国においてユニバーサルデザイン政策大綱をとりまとめる過程で、それまでのバリアフリー化の取組をみたときに、バリアフリー化を促進するための法律が別々につくられていることで、バリアフリー化自体が施設ごとに独立して進められ、連続的なバリアフリー化が図られていないといった問題や、バリアフリー化が駅などの旅客施設を中心とした地区にとどまっているなど、利用者の視点に立ったバリアフリー化が十分でないことが明らかとなりました。

また、ハード面の整備だけでなく、高齢者や障がい者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性に理解を深めることや、こうした人たちの円滑な移動や施設利用に積極的に協力していくという「心のバリアフリー」や情報提供の問題など、様々な観点から段階的・継続的に取組を進めるプロセスが、必ずしも確立されていないといった問題などが指摘されました。

その結果、ユニバーサルデザイン政策大綱の施策の一つである「一体的・総合的なバリアフリー施策の推進」のためには、交通バリアフリー法とハートビル法の一体化に向けた法制度が必要であると、平成18年にバリアフリー新法が制定されました。

(※3)ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」。平成6年に制定された。

#### (2) 目的

バリアフリー新法は、「公共交通機関の旅客施設および車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造および設備を改善するための措置」「一定の地区における旅客施設、建築物等およびこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置」等を講ずることにより、高齢者や障がい者等の移動や施設の利用上の利便性および安全性の向上を図ることを目的としています。



## 第1 バリアフリー基本構想策定にあたって

---

### 3 基本構想で定める事項

基本構想は、バリアフリー新法第25条の規定に基づいて策定し、次に掲げる事項について定めます。

- ① 重点整備地区(※4)における移動等円滑化(※5)の基本方針
- ② 重点整備地区の設定
- ③ 生活関連施設(※6)、生活関連経路(※7)に関する事項
- ④ 実施すべき特定事業(※8)等に関する事項
- ⑤ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(※4)重点整備地区：優先的に移動の円滑化を図るためのバリアフリー化事業を推進しているという区域。

(※5)移動等円滑化：高齢者、障がい者等の移動、又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上、又は施設の利用上の利便性や安全性を向上すること。

(※6)生活関連施設：高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など。

(※7)生活関連経路：生活関連施設の間を結ぶ、道路、駅前広場や建物内および敷地にある通路など。

(※8)特定事業：生活関連施設および生活関連経路について、施設設置管理者等がバリアフリー基本構想に即して実施する事業。

### 4 基本構想の策定体制

基本構想の策定に係る協議および基本構想の実施に係る連絡調整を行うため、バリアフリー新法第26条の規定に基づき、学識経験者、高齢者団体、障がい者団体、市、公安委員会、特定事業等の実施主体で構成する協議会を設置します。